

議案第7号

長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和4年3月1日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

長与町における高齢者に関する事業の見直しに伴い、敬老祝金の支給額の改定を行うもの。

長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

長与町敬老祝金支給条例（昭和45年条例第21号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

（支給要件）

第2条 敬老祝金は、次の各号に該当する者に支給する。

- (1) 9月1日現在において、88歳であり、かつ、町に引き続き1年以上住所を有する者
- (2) 100歳に達した者であつて、その達した日において、町に引き続き1年以上住所を有するもの

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「80,000円」を「50,000円」に改め、同号を同条第2号とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。